

令和5年4月1日

一般社団法人三次地区医師会 行動計画

一般社団法人三次地区医師会は、女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 当会の課題

- ① 労働者に占める女性割合と比較して管理職に占める女性割合が低い。特に部長級以上の女性管理職が少ない。
- ② 人手不足や職場の環境等により事業所ごとに有休取得率に差があり、全体的な平均有給休暇取得率が低い。

3. 取組内容と実施時期

- ① 部長級も含め、女性の管理職の割合を、労働者に占める女性の割合と同程度（75%）にする。
 - ・令和5年4月～
人事評価制度を導入した新給与制度を施行し、職員のキャリアアップに対する動機付けを行うとともに、部長級も含め、人事評価に応じた昇格を積極に行っていく。人事評価について職員と面談等を行い、キャリア形成に必要な働き方について労働者と相談しながら人材育成を図っていく。
- ② 全事業所において有給休暇取得率を65%以上にする。
 - ・令和5年4月～
有給休暇を取得しやすい職場環境を整備するとともに、上司が促して定期的に有給休暇を取得するよう意識付けを行う。労働者の勤怠管理を一元的に行うシステムを導入し、労働者全体の有給休暇取得率を管理し、取得率の上昇を図る。